

住宅購入をお考えの方へ ～「定住促進補助金」のご案内～

令和2年4月1日以降に取得された住宅を対象に補助金を交付します。

【対象】

- ・令和2年4月1日以降に取得された住宅
(ただし、建て替えにより取得した住宅は除く)

【要件】

- ・住宅を取得した時点で40歳以下の方
- ・転入または転居により新たに住宅(マンション含む)を取得する方
- ・住宅の取得から1年以内に入居した方
- ・取得した住宅に5年以上定住することを誓約した方
- ・入居する世帯員(生計同一者含む)が2名以上の方
- ・住宅が共有名義であるときは、1名のみ申請可能
- ・世帯員に町税等の滞納がない方
(転入者は前住所地の市区町村税等の滞納がない方)

【基本額】

10万円(新築・中古住宅は問わない)

【加算額】

〈転入加算〉2万円加算

申請者が令和2年4月1日以降に転入し、1年を経過していない場合

※再転入者は転出から1年以上経過していること

〈子ども加算〉3万円加算

18歳以下のお子様がいる場合(人数は問わない)

【補助金の申請方法と添付書類】

住宅を取得してから1年以内に、補助金交付申請書および下記の書類を提出してください。

- ①世帯全員が記載されている住民票謄本(続柄記載)
- ②定住誓約書
- ③建物登記簿の全部事項証明書の写し
- ④建物の平面図(間取図)および住宅までの案内図
- ⑤転入者については、転入以前の住所地での完納(納税)証明書または非課税証明書等(世帯全員分)
- ⑥登記の遅延(遅延により申請期限を過ぎる場合など)にあっては、物件の取得を確認できる書類

※1世帯につき1回限りの交付です。

詳しくはお問合せください。

問未来開発課 ☎(57)4178

空き家の売買・賃貸をお考えの方へ ～「空き家バンクリフォーム補助金」のご案内～

野木町空き家バンクの登録物件を対象に、リフォーム工事や残存する家財の処分に係る費用に対し、補助金を交付します。



「野木町空き家バンク」の詳細はこちら⇒

- ☑・野木町空き家バンクの登録物件の所有者または入居者(入居予定者)
- ・売買または賃貸借契約において空き家バンクを使用して締結または書面による同意を得た方
- ・町税を滞納していない方
- ・空き家所有者の3親等以内の親族でない方

【補助額・要件】

〈リフォーム工事〉

- ・費用の2分の1以内(限度額50万円)
- ・工事に要する費用が20万円以上であること

〈家財処分〉

- ・費用の2分の1以内(限度額10万円)
- ・家財処分に要する費用が5万円以上であること
- ・家財の処分の実施は一般廃棄物処理等の許可業者であること

※それぞれ1住宅または1人に対し1回限りの交付です。申請方法など詳しくはお問合せください。

問未来開発課 ☎(57)4178

みそづくり講習会

町内で生産された大豆・米を使用し、じっくり熟成させます。来年の秋にはおいしい手作り味噌がご賞味いただけます。

〈1回目〉11月30日(火)、12月1日(水)、3日(金)
9時～

〈2回目〉12月7日(火)、8日(水)、10日(金)
9時～

☑町農産物加工施設(友沼4952-1)

☑町在住の方で、3日間参加できる方

☑各回とも先着10名 ¥5,200円(材料費、保険料)

【持ち物】・エプロン ・白タオル5枚 ・三角巾
・長靴(きれいに洗ったもの) ・マスク
・味噌を入れる樽(30リットル位のもの)

☑11月9日(火)～12日(金)に参加費を添えて、ご本人が産業課へお申込みください。

申込初日は整理券を配布予定です。

(受付:8時30分～17時15分)

問産業課 ☎(57)4151